

別添

三重県未利用食品提供システム(仮) 構築等業務委託仕様書

三重県環境生活部廃棄物対策局

廃棄物・リサイクル課

令和2年10月9日

第1 調達案件名

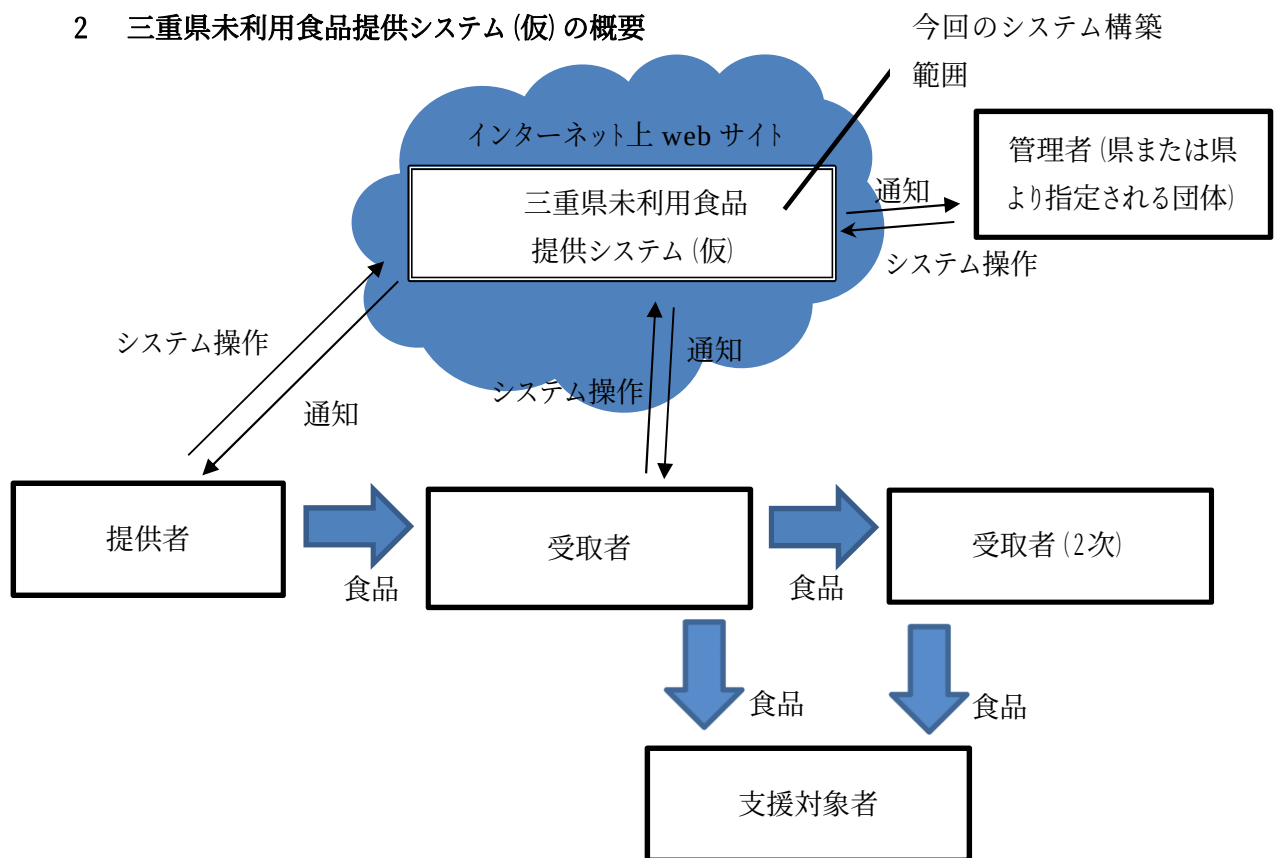
三重県未利用食品提供システム(仮)構築等業務委託

第2 作業の概要

1 背景と目的

食品ロスの削減に向けて未利用食品の有効活用が課題となっている中、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の雇用経済が大きな打撃を受けて生活困窮者等への支援が求められている。関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等の支援対象者へタイムリーに未利用食品を提供するため、ICTを活用したシステム「三重県未利用食品提供システム(仮)」(以下「システム」という。)を構築することを目的とする。

2 三重県未利用食品提供システム(仮)の概要



3 情報システム化の範囲

本業務では、「2 三重県未利用食品提供システム(仮)の概要」で示した「三重県未利用食品提供システム(仮)」をシステム化の範囲とし、システムをインターネット上 web サイトに構築することを主たる目的とする。

4 作業内容・成果物

(1) 作業内容

別紙のとおり。

(2) 履行期間

本業務の委託期間は、契約日から令和3年3月17日までとする。

(3) 全体留意事項

・業務実施計画書の提出

契約の日から起算して5営業日以内に、業務の推進体制、役割分担、スケジュールその他業務実施について定めた「業務実施計画書」を委託者に提出すること。

・業務の打合せ

受託者は、本業務を施行するに当たり委託者と綿密な打ち合わせを実施し、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。また、受託者は打合せの都度、委託者と受託者が相互に共通の認識が図られるよう、適切な資料及び議事録を2部作成し、委託者及び受託者において各1部を保管するものとする。

・その他

OA機器、机、椅子及び電話等の事務環境は、必要なものを受託者が用意すること。また、環境整備、作業場所(委託者が提供する場合を除く。)及び電話等の通信費等委託業務実施に要する一切の費用は、全て受託者の負担とする。

業務の実施に当たって、第三者の著作権、工業所有権その他の権利を侵害しないこと。

その他、本業務を遂行する上で新たに発生した事項については、双方が十分な協議を行ったうえで実施すること。

システムの構築に当たっては提案内容を基本としつつ、県が開催する企業、関係団体、NPOなどを集めた会議に2回程度出席し、関係者の意見を十分反映し、システムを構築すること。

(4) 納入成果物

受託者は、次のア～エまでに掲げる成果物を納入場所に納入すること(アからエまでを収録したCD-R、DVD-R等一式およびアをプリントしたものを1部とする)。

ア 業務実施計画書

イ マニュアル(管理者向け、使用者向け)

ウ システム設計書

エ プログラムソース

・納入場所

三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

なお、詳細については、別途三重県担当職員の指示に従うこと。

5 情報システム稼働環境要件(アクセシビリティ要件)

- (1) コンテンツの作成は、JIS X 8341-3:2016『高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス— 第3部:ウェブコンテンツ』のレベル AA に準拠すること。(本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年 3 月版」で定められた表記による。)
- (2) 日本語で記述されたコンテンツのみを取り扱うこと。
- (3) 利用者の混乱を招かないよう、画面遷移が少なく、分かりやすさを考慮し、円滑に業務を進められるようにすること。

第3 情報セキュリティに関する受託者の責任

- 1 受託者は、三重県電子情報安全対策基準及び受託者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。
なお、三重県電子情報安全対策基準については、受託者のみに提示する。
- 2 受託者は、本業務に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物(関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。)コンピュータ及び私物記録媒体(USB メモリ等)に三重県に関連する情報を保存すること及び本業務に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止するものとする。
- 3 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、職員に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託者は履行状況について、三重県が自ら確認しようとすることに協力するものとする。
- 4 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について三重県が改善を求めた場合には、三重県と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- 5 受託者は、本業務に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、受託者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに職員へ報告の上、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。
 - (1) 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
 - (2) 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、三重県へ提出して承認を得ること。
 - (3) 再発防止対策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
 - (4) 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施すること。

第4 遵守すべき法令等

- 1 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- 2 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

第5 受託者の義務

- 1 本業務の遂行に当たっては、三重県の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うこと。
- 2 本業務において、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上、当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- 3 契約書及び仕様書に明示されているすべての業務に対し、いかなる場合においても三重県に別途費用を請求することはできない。ただし、三重県の要求仕様の変更による追加費用については別途協議を行うものとする。

第6 著作権等

- 1 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムの著作権は、受託者又は開発元に帰属する。
- 2 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムなどを除く一切の資料・データ（帳票、CSV ファイル、データベースの説明資料、マスタテーブルと各テーブルの対応関係（リレーション）を説明する資料、画面とデータベースの対応を説明する資料、三重県職員に対する研修資料等）の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- 3 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- 4 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- 5 成果品等のうち、上記 3 の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- 6 成果品等のうち、上記 3 の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

- 7 三重県は著作権法第 20 条第 2 項、第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- 8 受託者は、上記 3 に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- 9 受託者は、上記 4 に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- 10 前 2 項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- 11 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- 12 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- 13 本契約、仕様書等という成果品等には、上記 1 を除き、すべて所有権及び著作権等が三重県に帰属する旨の表示をするものとする。

第7 工業所有権

- 1 委託業務の履行に関連して三重県及び受託者が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権(以下「工業所有権」という。)を獲得した場合、三重県が成果品等を利用(委託業務の目的に沿った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。)するために必要な範囲において三重県・受託者相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、三重県及び受託者は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、三重県及び受託者は、特許法第 38 条、意匠法第 15 条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。
- 2 受託者が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、受託者は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。
- 3 受託者が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、三重県が成果品等を利用するために必要な範囲において、三重県又は三重県の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。
- 4 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

第8 第三者の権利侵害

- 1 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を侵害

するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

- 2 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - (1) 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - (2) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
 - (3) 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

第9 契約不適合責任

- 1 三重県は、成果品に種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対して、その契約不適合の修補、代替品の引渡し、不足品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、三重県に不相当な負担を課するものでないときは、三重県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、三重県は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、三重県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、三重県は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求（以下「業務委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が三重県の供した材料の性質又は三重県の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受託者が、その材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- 5 三重県が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、三重県は、その不適合を理由として、追完請求、業務委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第10 機密保持

- 1 受託者は、受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務を遂行するうえで知り得た個人情報及び機密情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- 2 受託者が個人情報の処理等を行う場合は、三重県個人情報保護条例に基づき個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。

第11 再委託の制限

- 1 受託者は、三重県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定は、受託者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

第12 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置

- 1 受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (1) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をする。
 - (3) 三重県に報告すること。
 - (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、三重県と協議を行うこと。
- 2 受託者が1の(2)又は(3)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

第13 環境への配慮事項

「みえ・グリーン購入基本方針」及び「令和2年度環境物品等の調達方針」に適合していること。

作業内容

1. 本システムの制作

(1) 本システムの使用者

本システムの使用者は、次のアからエまでの者とする。エは、本システムの直接の使用者ではないが、本システムの特性上、考慮すべき使用者とする。フードバンク活動を行う団体（生活支援団体のほか、社会福祉協議会等を含む。以下「フードバンク活動団体等」という。）を経由して、別のフードバンク活動団体等へ食品が提供されることも考慮すること。

ア 管理者（本システムの運営主体）

主な対象：県および県より指定される団体

- ・システムの運営（維持管理）
- ・提供者および受取者（後述）における使用状況の確認

イ 提供者（食品を提供する者）

主な対象：食品提供企業

- ・提供食品情報の登録
- ・提供食品の指定場所での受け渡し

ウ 受取者（支援対象者に配布する者）

主な対象：フードバンク活動団体等

- ・提供食品情報の閲覧、検索、提供者への問合せ
- ・提供食品の指定場所での受け取り
- ・支援対象者への配布
- ・配布情報の登録（報告）

エ 支援対象者（支援を受ける者）

- ・各受取者の運営に基づき、提供食品を受け取る

(2) 本システムの概要

ア 基本要件

- ・管理者は、提供者および受取者に、本システム利用のためのIDおよびパスワード（以下、アカウント情報という。）を配布できること。
- ・管理者は、アカウント情報を管理できること。
- ・管理者は、本システムで扱われる情報の全体を確認および適切に管理できること。
- ・提供者は、提供食品に関する情報を登録および管理できること。
- ・受取者は、提供者による提供食品に関する情報の閲覧、検索、問い合わせができること。

- ・受取者は、提供者に、食品配布状況等の報告ができること。
- ・本システムの使用者間で必要な情報を共有できること。また、共有できる範囲は、使用者の権限に応じて制限できること。
- ・提供者および受取者は、自らの団体情報のみを編集し、インターネット上のWebサイト（以下、ポータルサイトという。）に公開できること。

イ ポータルサイト

ポータルサイトには、以下の内容を含めること。

- ・本システムおよび未利用食品の提供に関する取組みの概要を掲載すること。
- ・提供者および受取者の団体情報を掲載すること。
- ・アカウント登録のための申請方法を案内すること。

(3) 機能要件

ア ログイン機能

アカウント情報の入力で、システムにログインできること。

イ アカウント登録機能

- ・システムにログインするためのアカウント情報の申請、承認、登録、管理ができること。
- ・使用者のアカウント情報は、使用者の分類、企業または団体情報等の必要な情報を入力し、申請できること。（団体情報の項目については、別途調整のうえ決定する。）
- ・使用者のアカウント情報は、管理者にて申請の確認後、承認することで付与できること。

ウ 利用者一覧機能

- ・提供者および受取者の団体情報を登録できること。
- ・提供者および受取者の団体情報を編集できること。
- ・提供者および受取者の団体情報を、リアルタイムにポータルサイトに反映できること。

エ 食品情報一覧機能

- ・提供食品に関する情報を登録できること。
- ・提供食品の配布に関する報告を登録できること。
- ・提供食品に関する受取書を提供者が発行できること。

(4) 各使用者の権限（使用範囲）

ア 管理者権限（全範囲）

- ・ログイン機能
- ・アカウント登録機能
- ・利用者一覧機能

- ・食品情報一覧機能

- イ 提供者権限 (一部範囲)

- ・ログイン機能

- ・アカウント登録機能

- ーアカウント申請のみ

- ・利用者一覧機能

- ー編集 (自身の情報のみ)

- ・食品情報一覧機能

- ー提供食品の参照 (自身の情報のみ)

- ー提供食品の新規登録、削除 (自身の情報のみ)

- ー提供食品の編集 (自身の情報のみ)

- ー提供食品に関する受領書の発行 (自身の情報のみ)

- ウ 受取者権限 (一部範囲)

- ・ログイン機能

- ・アカウント登録機能

- ーアカウント申請のみ

- ・利用者一覧機能

- ー編集 (自身の情報のみ)

- ・食品情報一覧機能

- ー提供食品の参照

- ー提供食品の編集 (自身の受取食品に関する報告のみ)

(5) システムフロー

現時点で想定されるシステムフローは以下のとおりであり、登録する情報等の詳細は別途調整のうえ決定する。

ア アカウント登録

- ① 提供者および受取者（以下「申請元」という。）が、ポータルサイトより申請条件を確認
- ② 申請元が、申請フォームより各必要事項を入力し申請
- ③ 管理者が、申請内容の確認
- ④ 管理者が、承認に基づき、アカウント情報を申請元に送付

イ 食品提供および配布報告

- ① 提供者が提供可能な食品を登録
- ② 受取者が食品情報一覧から受け取りたい食品を選定

- ③ 受取者が、提供者に、受け取りたい食品についての希望を入力
- ④ 提供者および受取者間で、受け渡し方法の決定および受け渡しの実施
- ⑤ 受取者が、支援対象者に食品を配布
- ⑥ 受取者が、提供者に対し対象提供食品の配布に関する結果を報告
- ⑦ 提供者が、提供食品の配布を確認

(6) 本システムの稼働環境

本システムの稼働に必要な環境は、パソコンのほかスマートフォンでも適切に操作が可能な環境を受託者から提案すること。

また、提案環境においては、サイバー攻撃等に対する十分なセキュリティ対策が取られていること。ドメイン名に関しては、委託者と協議の上、決定すること。

(7) システムフロー (案)・画面イメージ (案)

現時点で想定されるシステムフロー (案)・画面イメージ (案) の内容を別添の「三重県未利用食品提供システム (仮) システムフロー (案)・画面イメージ (案)」に示す。実際に構築する内容は契約後に県と協議のうえ決定する。

2. システム保守

令和3年3月17日までのシステム保守を行うこと。

なお、システム保守費用 (レンタルサーバー代を含む。) は、可能な限り低廉であること。

3. その他業務遂行上の事務対応

本業務の円滑な遂行に必要な以下の事項を行うこと。

ア 打ち合わせおよび議事録の作成

打ち合わせは、対面形式以外にも、オンライン形式等も考慮し、委託者と協議の上、実施すること。

イ マニュアルの作成

本システムの運用および使用に関する、わかりやすいマニュアルを作成すること。

ウ システム設計書 (ドキュメント等) の作成

本システムに関する仕様が分かるようなシステム設計書 (ドキュメント等) を作成すること。

エ その他

本業務の遂行にあたり、必要と思われる事項については、委託者と協議の上、対応すること。